

平成21年(2009年)9月30日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市情報公開審査会

会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

姫路市長より平成21年3月6日付けで諮問を受けた下記の公文書の非公開決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「姫路市土地区画整理組合連合会の設立理由等の経緯、まちづくり館の使用目的、管理規約、使用貸借、賃貸借等の区別及び契約書類に関する文書」

1 審査会の結論

「姫路市土地区画整理組合連合会の設立理由等の経緯、まちづくり館の使用目的、管理規約、使用貸借、賃貸借等の区別及び契約書類に関する文書」（以下「本件公文書」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 姫路市が所有する飾磨区三宅三丁目67番地上に存在するまちづくり館を、姫路市土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という。）が利用していると実施機関は説明したので、使用目的、管理規約、使用貸借、賃貸借等の区別及び契約書類等の文書を請求したが、実施機関は、不存在を理由に非公開とした。当方としては、この公有財産の真実の使用者、使用目的を知り得たく求めたものである。

イ 設立理由等の経緯の記録等の文書について、文書不存在としたのは真実性に欠ける。姫路市公有財産規則第26条、第27条に基づく契約書は、同条記載のとおり事項記載の上、存在していると判断できる。

3 実施機関の主張要旨

実施機関が公文書非公開決定通知書、非公開理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、異議申立人が行った「姫路市に存在する姫路市区画整理組合連合会の設立目的、理由等の経緯、設立時期又現在の事務所代表者の連絡先、過去5年間の活動状況及び姫路市飾磨区三宅67地上建物（まちづくり館）の管理者、使用者、使用目的、管理規約、使用貸借、賃貸借等の区別及び契約書類に関する

文書」の公開請求に対応するものとして、「姫路市土地区画整理組合連合会会員名簿（の内代表者の連絡先に関する部分）」の部分公開決定を行うとともに、本件公文書については存在しないため、本件処分を行った。

(2) まちづくり館は、せっかく地域住民が協力しあって行った土地区画整理組合（以下「組合」という。）事業の確定図等の書類が組合解散後は自治会の倉庫や公民館などに保管され、時間経過により散逸してしまうのを防ぎたい思いから、当時、事業を行っていた組合が連合会に資金を積み立て、建設した建物である。その後、平成6年3月に市が寄附を受け、市の建物となっているが、寄附を受ける際の決裁や連合会が使用する際の決裁等文書は、公開請求を受けて探したものの保存年限の関係で廃棄されたのか見当たらなかった。まちづくり館の光熱費や補修経費は連合会が負担しており、連合会が組合施行分の確定図等の書類を保管するために使用していることには違いないが、異議申立人が求めるような公文書が存在しないのが事実である。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点はない。

#### 4 審査会の判断

審査会は、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

##### (1) まちづくり館について

実施機関の説明によると、かつては、組合施行分の確定図等の書類は、地域住民が協力しあって事業を実施したにも関わらず、組合解散後、自治会の倉庫や公民館などに保管され、時間経過により散逸していたとのことである。まちづくり館は、これらのことを防ぎたい思いから、土地区画整理法第3条第2項の規定による組合の正副理事長を会員として構成する任意団体である連合会が建設したものである。市の建物台帳によると、まちづくり館は、平成6年3月に連合会から市に寄附された公用財産となっている。

##### (2) 本件公文書の不存在について

実施機関の主張によると、まちづくり館に係る光熱費及び修繕費等については連合会が負担しており、また、実施機関においてもそれらの経費を現在に至るまで負担した事実はないとのことから、連合会が使用していると認められる。異議申立人は、姫路市公有財産規則第26条及び第27条の規定に基づく契約書が存在するはずだと主張するが、公用財産については第26条及び第27条は適用さ

れないため契約書は存在しないと認められる。実施機関の説明によると、本件請求を受け、寄附及び連合会の使用に係る決裁等関係文書について、保管の可能性のある場所をくまなく搜索したが見つけることができなかった。寄附を受けてから15年以上が経過し、当時の担当者が既に退職しているため、他の所属職員にも確認するなどしたが、寄附等に係る事務処理等について詳細を知り得ることはできなかったとのことである。

以上のことから総合的に判断すると、不存在を理由とする本件処分はやむを得ない。

#### **(4) 結論**

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 21 年 3 月 6 日	—————	・実施機関からの諮問書の提出
平成 21 年 5 月 22 日	—————	・実施機関からの非公開理由説明書の提出
平成 21 年 6 月 2 日	—————	・異議申立人からの意見書の提出
平成 21 年 7 月 3 日	平成 21 年度第 3 回	・実施機関からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 7 月 27 日	平成 21 年度第 4 回	・異議申立人からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 8 月 31 日	平成 21 年度第 5 回	・審査
平成 21 年 9 月 30 日	—————	・答申